農林 水 産 省関係畜舎等の建築等及び利用  $\mathcal{O}$ 特例 に関する法 律 施 行 規 魺

(令和三年農林水産省令第六十九号)

改正 令和五年一月三十一日農林水産省令第三号

第 条 養  $\mathcal{O}$ 用 畜舎等の建築等及び利用 に . 供 す 、る施設、 に関 連する施設として農林水産省令で定め の特例に関する法律 ( 以 下 「法」という。) る施 設は、 第 第二条第 号に 掲 げげ 項の家畜 る 施 設  $\mathcal{O}$ 餇

、第二号から第四号までに掲げる施設を含むものとする。

接 施設をいう。) Ĺ 家畜 若しくは  $\mathcal{O}$ 餇 養 0 であって、次のイからホまでに掲げるも 用 近接する土地に建築等をし、 に供 いする施 設に付随する施設 当該家畜 ( 家 畜  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 餇 餇 養 養  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 用 に に 供 供 す す る施 る施 設と一 設  $\mathcal{O}$ 敷 体 地 的 又 に は これ 利 用 す に る 隣

イ 搾乳施設

口 集乳施設

ノヽ 畜 産 経 営に必 要な 貯 水施 設、 水質 浄化施設その 他これ 5 に · 類 する 施

二 餇 料、 敷料その 他  $\mathcal{O}$ 畜産経営に必要な物資の保管の目的 のために使用する施 設

ホ 農業用 トラク クー トラクターショベ ルその他の畜産経営に必要な 車 両 の保管  $\mathcal{O}$ 目的 0) ために

使用する施設

家畜  $\mathcal{O}$ 餇 養  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 用に供する施設又は前号に掲げる施設に附属する門又は 塀

家 畜  $\mathcal{O}$ 餇 養 0 用 に供 する施 設又は第一号に掲げる施設内 の室であって、 畜産! 経営に . 関 す る執

務

又

は 作 業 軽 微 な Ł 0) に 限 る。 その 他これらに類する目 的  $\mathcal{O}$ た 8) に使 用 す Ź

兀 用 **|** 家 ラクタ 畜  $\mathcal{O}$ 餇 ] 養 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 他 に 供  $\mathcal{O}$ 畜 す る施 産経営に必要な物資又は 設又は第一号イから 車 ハ 両 までに  $\mathcal{O}$ 保 掲げ 管 (軽 る は微なも 施設 内 の室でな 0) に限る。 あっ て、  $\mathcal{O}$ 目 餇 的 料、  $\mathcal{O}$ た 8

(家畜 排 せ つ 物  $\mathcal{O}$ 処 理又は保管の用に供する施 設

に

使

用

するも

第二条 施設 は、 法 家畜: 第二 排せ 条 第 つ物 項  $\mathcal{O}$ 0 処 家畜排 理又は保管の せ 0 物  $\mathcal{O}$ 用に供する施設 処理又は保管の のうち第一 用 に 供 す る施 号及び第二号に掲げる施設とし、 設とし て農: 林 水 産 省 令 で定 8 る

- 三号かる ら第七号までに掲 げる施設 を含むも のとする。
- 高 屋根i id さが : 及び 八 メ 柱又は壁を有する施設 1 ルを超える発酵槽その他これに類する施設 (これに類する構造の ŧ のを含む。 (前号に掲げるものを除く。)

 $\equiv$ る土 第 地 号に にこ 建 **陸樂等** 掲 げ る施 をし、 設 当 該 12 付随する施 施 設 と一体的 設 (同号に掲げる施設 に利用する施設をいう。  $\mathcal{O}$ 敷地又はこれに隣 )であって、 次のイ 接 若しく 文は 口 に は 掲 近 げ 接

1 る施 Ł み殻、 設 お が くずその他の家畜排 せ つ物 の処理又は保管に必 要な物資 の保管の 目的  $\mathcal{O}$ ため に 使用 す

Ł

- 口  $\mathcal{O}$ 農 目 業 的 用  $\mathcal{O}$ ため 1 ラクタ に使用す る施 1 ラクタ 設 シ 日 べ ル そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 家畜 排 せ つ 物  $\mathcal{O}$ 処 理 又は 保管 に . 必 要 な車 両  $\mathcal{O}$ 保
- 几 第 号に掲 げ る施 設 に 附 属する 施 設 であって、 当該第二号に掲げる施設を制 御するた め Ď 施 設

五. 家畜 排 せ 0 物  $\mathcal{O}$ 処 理 若しくは 保 管  $\mathcal{O}$ 用に 供 する施 設 文は 第三号に 撂 げる 施 設 に 附 属 する 菛 又 は 塀

六 業 第 (軽微 号 な 文 t は O第三号に掲げる施設 に 限 る。) その他これらに類する目 内 の室であって、 的 家畜排せ  $\mathcal{O}$ ため 12 つ物 使用する  $\mathcal{O}$ 処 理 Ł 又  $\mathcal{O}$ は 保管 に 関 はする執道 務

又は

作

 $\mathcal{O}$ 

七 第 号に 掲 げ る 施 設内  $\mathcal{O}$ 室であ って、 家畜排 せ 0 物  $\mathcal{O}$ 処 理 又 は 保管  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要な物 資 又 は 車 両

保管 (軽微: な ŧ  $\mathcal{O}$ に限 る。 0 目 的 のために使用す Ź ŧ)  $\mathcal{O}$ 

建 築設 備

第三 法 第二条第三 項の農林水産省令で定める設 備 は、 畜舎等に設ける電気、 ガ ス、 給水、 排 水

暖房、 冷 房、 消 火、 排 煙 又 は 汚物 処 理  $\mathcal{O}$ 設 備とする。

の飼養管理又はその せつ 管理を適正に行うことができない者)

排

物

0

(家畜

第四条 水 産 省 令で定 法第三条第四 め る者は、 項第二号 家畜  $\mathcal{O}$ (法第四条第三項及び第十条第四項にお 飼養 管理 て又はそ O排 せ つ物  $\mathcal{O}$ 管 理に つ いて準用する場合を含む。 *\* \ て、 家畜伝染病 予防法 昭  $\mathcal{O}$ 農 和 林

水 -六年法: 質 汚 濁 律 防 第 止 法 百 六十六号)、 昭 和 兀 + 五. 年 廃 法 棄 物 律 第  $\mathcal{O}$ 処 百 三十 理 及び 八 清掃 号) に 関 悪 臭防 する 止 法 法 律 昭昭 昭 和 和 匹 兀 十 + 五. 六 年 年 法 法 律 律 第 第百三十 九 十 一 号) ·七号) 瀬

戸 内 海 環 境 保 全 特 别 措 置 法 昭 和 匹 + 八 年 法 律 第百十号) 湖 沼 水 質 保 全 特 别 措 置 法 (昭 和 五. + 九 年 法

律 百 <del>+</del> 第六 号) 十 一 号) 又は 若し れ 5 < 0) は 法 家 律 畜 に 排 基づ せ 0 < 物 命  $\mathcal{O}$ 令若 管 理  $\mathcal{O}$ < 適 は 正 条 化 例 及 び  $\mathcal{O}$ 規 利 定 用 に  $\mathcal{O}$ 違 促 反 進 L 12 関 す か る法 そ 律  $\mathcal{O}$ 平 違 反 成 を + 是正 <del>\_\_</del> 年 す 法 る 律 見 第

込 4 が ない と認められる者とする。

附 則 (令和五年一月三十一日農林水産省令第三号)この省令は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。附 則 (令和三年十二月十六日農林水産省令第六十九号)

この省令は、

令和五年四月一日から施行する。